

KOUGEI EXPO in KANAGAWA物品等協賛規約

(目的)

第1条 この規約は、KOUGEI EXPO in KANAGAWA（第43回伝統的工芸品月間国民会議全国大会）（以下「全国大会」という。）の開催のため、神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会（以下「推進協議会」という。）が受ける物品等による協賛の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、「物品等による協賛」とは、全国大会の開催趣旨に賛同し、全国大会に係る展示、運営、広告宣伝等に活用するため、企業、団体又は個人（以下「企業等」という。）から提供される飲食物、設備機器、備品、広報媒体等（以下「協賛物品等」という。）をいう。

(協賛物品等の提供方法)

第3条 協賛物品等を提供する場合は、企業等が推進協議会に貸与することを原則とし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、企業等が推進協議会に譲渡するものとする。

- (1) 衛生上返却が困難となるもの
- (2) 技術協力、役務、広報媒体の活用権、労務等の無体物
- (3) その他推進協議会が認めるもの

2 協賛物品等を提供する際は、原則として、企業等は自己の負担により推進協議会が指定する場所への運送及び設置を行い、設置後の安全対策、メンテナンス、破損時の修理に加え、貸与終了後の撤去等まで行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、企業等と推進協議会が協議により決定するものとする。

(協賛特典)

第4条 協賛物品等を提供した企業等（以下「協賛者」という。）の広告宣伝等に係る特典（以下「協賛特典」という。）及びその有効期限は、推進協議会の会長（以下「会長」という。）と協賛者が協議の上で定めるものとする。

(協賛物品等の使途)

第5条 協賛物品等は、「神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会会則」第3条の事業を行うため、推進協議会が活用するものとする。

(協賛物品等の提供申込)

第6条 企業等が協賛物品等の提供を申し込む場合は、KOUGEI EXPO in KANAGAWA物品等協賛申込書（第2号様式）を会長に提出するものとする。

2 前項の申込みは、次の各号に掲げる事項を誓約しなければならない。

- (1) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと
 - (2) 神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者又は不利益処分を受けている者でないこと
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の者でないこと
 - (4) 国税または地方税を滞納していないこと
 - (5) 全国大会の開催趣旨に反する事業活動を行っていないこと
 - (6) 代表者、役員、従業員、構成員等が、次のいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本号において「法」という。）第2条第2号に基づく規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員に該当する者があるもの
 - エ 暴力団又は反社会的勢力が経営に事実上参画していること
 - (7) 前号を確認するため、申込書に記載した情報その他必要な情報を神奈川県伝統的工芸品月間推進協議会事務局（以下「事務局」という。）が神奈川県警察本部に照会する場合には、その旨同意すること
 - (8) 第1号から第6号に掲げる事項を確認するため、事務局から追加書類の提出を求められた場合は、協賛後であっても提出に応じること
- 3 第1項により、申し込む場合は、企業等は必要に応じて、採用の可否を推進協議会が判断するための技術情報等を提供するものとし、かかる費用は企業等の負担とする。

（協賛の承諾等）

- 第7条 会長は、前条の申込みを承諾するときは、その旨を申込みを行った企業等（以下「申込者」という。）に通知するものとする。
- 2 会長は、前条の申込みについて、全国大会の開催に要する協賛物品等を承諾決定するものとする。
- 3 会長は、前条の申込みについて、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退し、その旨を申込者に通知するものとする。
- (1) 法令等に違反する場合又はその恐れがある場合
 - (2) 協賛の受け入れにより推進協議会の業務、財政、名誉、信用に支障が生じると判断される場合又は推進協議会の目的の達成に資するものではないと判断される場合
 - (3) KOUGEI EXPO in KANAGAWA 物品等協賛申込書（第2号様式）の記載内容に虚偽又は誇大なものがあると認められる場合
- 4 会長は、協賛の承諾後、申込者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は同項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すことができるものとし、その旨を申込者に通知するものとする。

(協賛物品等の納付)

第8条 会長は、前条の承諾を行ったときは、協賛物品等の種類及び数量、価額、納付先、納付方法、その他条件等を明示した決定通知書を申込者に送付するものとする。

2 会長は、協賛物品等を受領したときは、協賛者に受領書を交付するものとする。

3 会長は、貸与により協賛物品等を受領する場合は、本規約に定めがある場合を除き、いかなる場合も会長が指定する日まで返却しない。なお、貸与期間中にいかなる理由により破損・損壊した場合もその損失を補償しない。

4 会長は、譲渡により協賛物品等を受領する場合は、本規約に定めがある場合を除き、いかなる場合も返却しない。

(不可抗力等)

第9条 天変地位、悪天候、交通機関の混乱、ストライキ、内乱、戦争、暴動、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力の行使、その他推進協議会及び協賛者の責めに帰すことのできない理由により、全国大会の一部又は全部の実施が不可能となった場合であっても、推進協議会及び協賛者は、相互に損害賠償その他一切の責任を追及しない。

2 前項の事由により全国大会の一部又は全部の実施が不可能となった場合、推進協議会及び協賛者は、それぞれの活動状況、協賛物品等の活用状況、全国大会の開催期間、開催状況、協賛者が利用し得た物品等協賛特典等を勘案し、協賛物品等の返却等について協議の上決定する。

(規約の改正)

第10条 この規約の改正は、会長の命を受けた事務局長（以下「事務局長」という。）の専決事項とする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、物品等による協賛の取扱いに関し必要な事項は、事務局長が定めることができる。

附則

この規約は、令和8年7月7日から施行する。